

大阪市立福島小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「こころ豊かなたくましい子」育成のために「福島小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の5点をあげる。

- ① いじめを許さない学校づくりを進めるために、教育活動のすべての場面で、「一人ひとりを大切にする人権教育を基盤とした学習活動」を展開する。
- ② 「感動」のある豊かな体験学習と表現活動による言語活動の充実を図り、道徳教育・人権教育をはじめとする様々な教育活動を充実させる。
- ③ **子どもの情報交換会**を校内全体で行い、日常的に児童の行動の様子や遅刻・出欠等の状況の共有を図り、どのような改善策を講じるか検証し、組織的な取組を継続して行う。
- ④ いじめの未然防止・早期発見のため、「児童自らが違いに気づき、認め合い、育ちあう」集団育成に取り組み、相手意識の向上と共に児童の意識改革を図り、教職員研修を計画的に実施する。
- ⑤ 「絆づくり」と「居場所づくり」を作り出す取組をさらに充実させ、すべての児童が安心・安全に学校生活を送り、規律正しい態度で授業や行事に参加し、活躍できる学校づくりに努める。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、「いつでも、どこでも、だれにでも」起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 学校全体で学習規律の確立を共通理解し、児童理解を基本に配慮を必要とする児童に適切な指導を行っていく。

- ② 授業を通しての生活指導に取り組み、何でも言えるだけでなく、友達の意見を受け止め、違いを認め合える学習集団作りに努める。
- ③ 研究部を中心に年間公開授業を策定し、教員間において「わかる授業」を実践し、すべての児童が参画し、主体的に関わる」授業を追究していく。
- ④ 研修計画にそって、公開授業・若手教員研修・年次別研修・伝達講習会等を行い、指導力の向上に努める。
- ⑤ 「学校行事」・「学習参観」・「地域の行事」などを積極的に活用し、保護者・地域関係機関と連携して、健全育成を進めていく。

(2) 自己有用感を高めるために（児童会活動やキャリア教育の計画等から）

- ① 一人ひとりが、教育活動全般において自己表現することができるよう活躍する場を数多く設定する。
- ② 異学年集団活動（たてわり活動）を中心として、委員会活動、クラブ活動、集会活動を通して相手意識を高め、人とのつながりを感じることができるようにする。
- ③ 互いを認め合い、自尊感情を高められるように、過程を注視し誉める指導につなげていく。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の取組を実践し、「人それぞれの違いを自覚し、尊重し合う心」を養い「相手がされていやなことは、しない。」態度を身に付けさせる。
- ② 授業や「体験学習」の中で、生命の大切さや他人を思いやる心の大切さを一層認識させる取組を深める。
- ③ いじめている児童やその行為を見ているだけの児童に厳しい指導を行うとともに、現象面に表れている事象だけでなく、その裏や奥にあるものも同時に探る。
- ④ 「知っていた」児童について、『あなたがいじめを防ぐ力になる』ことを指導し、学校全体でいじめを許さない・見逃さない環境をつくる。
- ⑤ 児童自身がいじめの問題を、自分の問題として受け止め、自分ならどうするかという視点で考え、主体的に「人を大切にする」「他の人の役に立つ」行動ができるように取組を深める。
- ⑥ インターネット等で行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童への情報モラル教育および保護者への啓発活動を進める。
- ⑦ 定期的に生活指導部を中心に、児童に関わる情報交換を行い、問題事象に対して組織的な取り組みを進め、早期解決を図る。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 日常の児童相互の人間関係を把握し、遊びやふざけの中にもいじめの兆候が潜んでいないか、集団の中に序列関係が生じていないか等、感度を鋭敏にする。

- ② 情報については、5W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)を収集の基本とし、いじめアンケートや教育相談活動、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの支援を積極的に活用する。
- ③ 情報の共有化については、校内全体で毎月開催する「**子どもの情報交換会**」(いじめ対策委員会を兼ねる)で各学年からの情報を交換する。
- ④ 各種の教育相談機関の周知を図り、教育相談体制の充実に努める。

<具体的な対応>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめ事案を発見または通報を受けた場合は、遅滞なく情報が全教職員で共有できるよう管理職へ速やかに報告する。緊急の場合、管理職は「いじめ対策委員会」を開き、特定の教職員で対応することなく学校総体で対応するための体制を整備し、解決への対応を進める。
- ② 被害児童の保護や加害児童の保護への対応については「いじめ対策委員会」で具体的な方針や対応を検討し、学校総体で解決にあたる。特に、暴力的な行為や暴力を伴ういじめ事案については、「速やかに止めること」を最優先に対応する。
- ③ いじめを傍観していた児童や児童集団に対しても、自己の問題と捉えさせるとともに「自分が(自分たちが)いじめを防ぐ力になる」という実践的な取組を積極的に進める。
- ④ いじめが犯罪行為として認められる場合には、大阪市教育委員会と連携し、また所轄警察署(生活安全課少年係スクールサポーター)、子ども相談センター、区役所保健福祉課子育て教育担当、こどもサポートネット、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーさらには、民生委員・児童委員などの関係諸機関との連携を行う。
- ⑤ インターネット上のいじめ事案については、学校単独での解決が困難な事例もあり、外部の専門機関に支援や協力を求めるとともに「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」の活用も図る。

5. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ① 組織名を「いじめ対策委員会」とし、委員会の責任者を校長とする。
- ② 構成メンバーは、校長・教頭・教務主任・人権教育部長・学年主任・担任・特別支援学級担任代表・養護教諭等とする。
- ③ 役割としては、事実関係を確認し、いじめの事態について判断する。
- ④ できる限り具体的な支援策や対応策を立て、担任一人に任せることなく、全教職員で対応できるよう詳細な役割分担を行う。(誰が、いつ、どこで、何をするか)

- ⑤ 保護者への説明方法、説明内容等も具体的に検討する。（複数対応、電話では済ませない）
- ⑥ 開催時期は、月 1 回の定例開催とする。事案発生時には、別途緊急に開催する。

【年間計画】

<調査>

- ・児童対象いじめアンケート 年 3 回（6 月・11 月・2 月）
- ・適宜、学級担任や学年担当等による教育相談を実施する。

<研修会>

- ・人権教育全体研修会（特別支援教育研修会も含む）
 - 1 学期：5 月 **(いじめ(いのち)について考える取り組みもふくむ)**
6 月（人権教育講演会・市人教全体会・分科会）
 - 2 学期：10 月 **(いじめ(いのち)について考える取り組みもふくむ)**
11 月（福島区人権実践交流会）
 - 3 学期：1 月 **(いじめ(いのち)について考える取り組みもふくむ)**
2 月（校内人権実践交流会）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 学校ホームページや学校だよりを活用し、「いじめ問題」に対する学校のさまざまな取組についての情報発信を行う。
- ② 「学校協議会」において「いじめ問題」に対する学校のさまざまな取組についての情報発信を行う。
- ③ 「PTA 役員会・実行委員会」において「いじめ問題」に対する学校のさまざまな取組についての 情報発信を行う。
- ④ 「学級・学年懇談会」を活用し「いじめ問題」に対する学校のさまざまな取組についての情報発信を行う。

(3) 取組内容の検証

- ① 定例の「いじめ対策委員会」において検証と点検を行い、取組のさらなる充実深化を図る。
- ② 「運営に関する計画」の立案、進捗状況の学校評価、最終の学校評価のそれぞれにおいて、PDCA サイクルをもとに、取組内容の検証と点検を行い、新たな取組に反映させる。

6. 重大事案への対処

「いじめ防止対策推進法第 28 条」により、以下の対処を行う。

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」などの重大事案が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し対処する。
- ② 教育委員会の指導と支援のもと、校内に調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果をふまえた必要な措置を行う。教育委員会が調査の主体となる場合は、資料の提出など、調査に協力する。
- ③ 被害の児童・保護者に対しては、当該調査に係る重大事態の事実関係の事実関係など、その他必要な情報を適切に提供する。

※ いじめ発見の際の流れ（フローチャート）

